

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡配偶者（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、貸切バス等の運転業務に従事していた。
- 2 被災者は、○年○月○日から○泊○日の予定で貸切バスの運転業務に従事し、ホテルに宿泊した翌日、ホテルの部屋において倒れているところを発見され、C医療機関に救急搬送されたが、同日、同医療機関で死亡が確認された。死体検案書には、死亡したとき「○年○月○日午前○時頃」、直接死因「心筋梗塞」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名と発症時期については、決定書(略)理由のとおり、被災者は○年○月○日、「心筋梗塞」(以下「本件疾病」という。)を発症したものと判断する。

(2) 虚血性心疾患等の業務起因性の判断基準は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)のとおりである。

##### (3) 異常な出来事について

会社関係者からの聴取などの審査資料を精査したが、決定書(略)理由に説示のとおり、当審査会としても、被災者は通常の運転業務に従事しており、事故などの異常な出来事に遭遇したとの事実は認められない。

##### (4) 短期間の過重業務

会社関係者からの聴取などの審査資料を精査したが、決定書(略)理由に説示のとおり、本件疾病のおおむね1週間における時間外労働は、7時間35分であり、当審査会としても、被災者が、特に過重な業務に就労したとは認めることはできない。

##### (5) 長期間の過重業務

会社関係者からの聴取などの審査資料を精査したところ、決定書(略)理由に説示のとおり、被災者の発症前の6か月間における時間外労働は、発症前1か月が17時間30分、2か月平均8時間45分、3か月平均5時間50分、4か月平均7時間35分、5か月平均6時間38分、6か月平均5時間32分であり、いずれも認定基準に定められた発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たり80時間に達していない。よって、当審査会としても、被災者が、本件疾病の発症前おおむね

6 か月間にわたって、特に過重な業務に就労したとは認めることはできない。

#### (6) 休憩時間

なお、時間外労働時間数の確認に当たって、念のため、被災者の休憩時間の取得状況について検討を行ったが、D及びEは、要旨、「勤務と勤務の間の自由時間は、何をしてもよい時間帯であり、一旦帰宅し休む運転手と会社の仮眠室や自分の車の中で休む運転手がいる。観光バスについては、目的地に着き、観光客が降車すると次の発車時間までが休憩時間になり、宿泊の場合は翌日の出発時間までは自由時間であった。」と述べている。

被災者については、観光バスの運転業務に従事する場合、拘束時間が長くなることもあったと考えられるが、当審査会としては、会社関係者の申述から、被災者の休憩時間は確保されていたものと判断する。

(7) 上記のとおり、被災者の本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、認定基準の「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、当審査会としても、被災者の本件疾病が、業務上の事由によるものとは認められないものと判断する。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。